

第6次弟子屈町総合計画及び
人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略
審議会資料

令和3（2021）年7月5日

弟子屈町まちづくり政策課

【目次】

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 第6次弟子屈町総合計画	1
(2) 人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略	2
3. 計画の構成	2
4. 計画の基本姿勢	3
5. 計画の期間	4
6. 策定体制	5
7. 審議会開催予定と内容	6
8. 審議会委員名簿	8

第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略の策定について

1. 策定の趣旨

「第5次弟子屈町総合計画」が令和3（2021）年度をもって計画期間が終了するため、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度を計画期間とした「第6次弟子屈町総合計画」を策定することを目的とします。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」については、令和3（2021）年度をもって計画期間が終了することから、次期創生戦略については、「第6次弟子屈町総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

(1) 第6次弟子屈町総合計画

「第6次弟子屈町総合計画」は、弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例※に基づく、これからの弟子屈町の総合的かつ計画的なまちづくり計画であり、本町が策定する計画の最上位に位置するものです。（弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第3条）

この計画には、本町の目指す「まちの将来像」としてのまちづくりの基本的方向や、行財政運営の指針などを示しています。（弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第4条）

※弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例

（平成23年12月13日 弟子屈町条例第18号）

（総合計画の位置付け）

第3条 総合計画は、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）を網羅した総合的かつ計画的なまちづくり計画として、本町が策定する計画の最上位に位置するものとする。

（総合計画策定の目的）

第4条 総合計画は、まちづくりの基本的方向を示すとともに、まちづくりにおける町民の行動の指針及び町の機関の行財政運営の指針等を示すことを目的として策定する。

（総合計画の構成及び期間）

第5条 総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。

（総合計画策定の手順）

第6条 町長は、総合計画を策定するときには、町民参加の手続きをとらなければならない。

2 町長は、総合計画のうち、基本構想を策定及び改定するときには、議会の議決を経なければならない。

（総合計画策定の組織）

第7条 町長は、総合計画策定に関する意見を求めるための組織として、町民が参加する弟子屈町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 町長は、総合計画策定を円滑に進めるため、策定事務を行う組織を設置する。

3 町長は、審議会と別に町民からの意見を聞く組織を設置することができる。

4 前3項の組織及びその運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(2) 人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略

本町では、平成 26 (2014) 年 11 月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、将来における人口減少の抑制を図るために、令和 42 (2060) 年までを見通した第 1 期「人口ビジョン」を踏まえ、「地方版総合戦略」である第 1 期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」を平成 27 (2016) 年 12 月に策定し、平成 27 (2015) 年度から様々な取組を進めてきました。

しかし、本町を取り巻く厳しい状況は依然として続いており、改めて人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンの策定を行い、その対策としての次期「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」を策定するものとします。

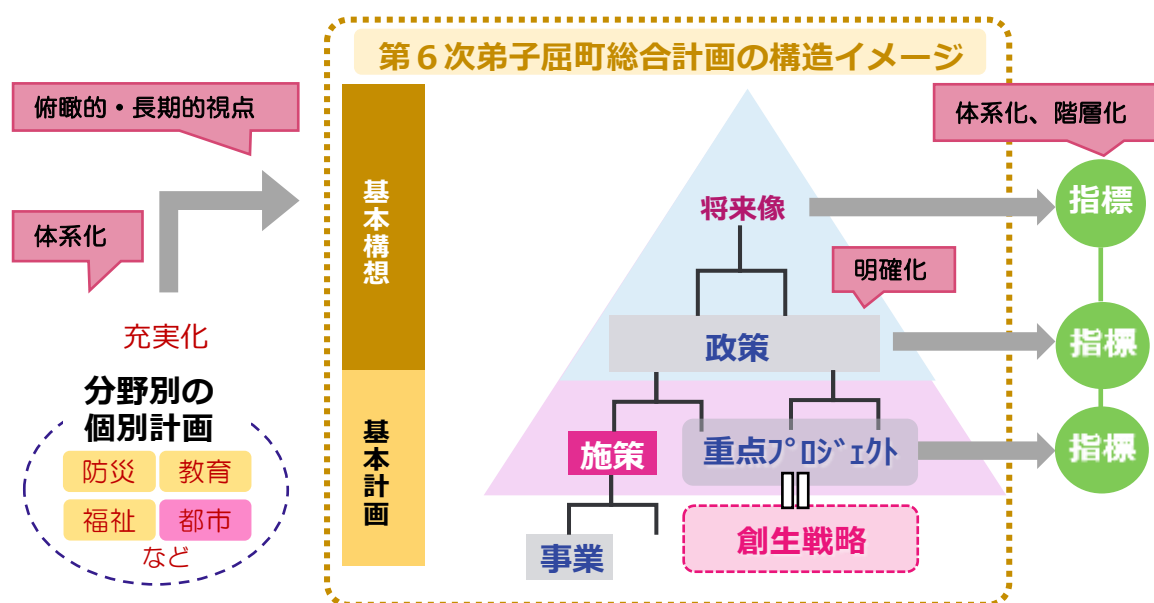
なお、町民、地域、団体、企業、行政などの、いわゆる「産」「学」「官」「金」「労」「言」各界や、町全体で共有して推進する公共計画として位置づけます。

3. 計画の構成

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第 5 条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としていますが、第 6 次弟子屈町総合計画においては、その構成を第 5 次弟子屈町総合計画と同様、3 層構造とすることを予定します。

なお、各層の名称については、今後策定のプロセスの中で検討します。

また、並行して策定を進める次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略は、第 6 次総合計画の重点プロジェクトを、創生戦略と位置づけるものとします。



※上図においては、「基本構想」「基本計画」という一般的な名称を使用しています。

4. 計画の基本姿勢

次期総合計画の策定にあたっては、次の事項を基本姿勢とします。

(1) 現行基本構想の将来像を継承した計画づくり

現行の総合計画の基本構想に定める将来像「水と森とひとが輝き、活力あふれる自立したまち」は、20～30年の将来を見据え、多くの町民の参画のもと策定したものであり、その根幹となる考え方は大きく揺らぐものではありません。そのため次期総合計画の策定においては、社会・経済情勢の変化をとらえながらも、現行の将来像の根幹となる考え方を継承しながら計画づくりを行います。

町民の普遍的な希望である「豊かさ」や「幸せ」を感じることができるよう、具体的な将来像を示し、その実現のための施策や事務事業などを計画します。

その施策についても、それぞれの実現のための指標であるKGIやKPIを示すことで、事務事業をチェックし、改善に取り組みます。

(2) 成熟期に的確に対応した計画づくり

人口減少・少子高齢化の進展・公共施設の更新等、成熟社会の到来に備え、町ではこれまでも一定の取組を進めてきました。このことを踏まえ、これまでの成長を前提とした計画からより一層の転換を図り、限られた行政資源を最大限に活用し、メリハリのある行政運営を推進することを地域全体で共有できる計画づくりを行います。

(3) 時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり

社会・経済情勢が急速かつ大きく変化をする中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機敏かつ的確に捉え、町政に反映できるよう、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくりを行います。

(4) 町民参加による計画づくり

目指すべき将来の方向性を共有し、その実現に向けたまちづくりを地域全体で推進するため、計画策定の段階からより多くの町民が参画できるよう、町民参加の場及び機会の確保に努め、町民と町が一体となった計画づくりを行います。

(5) 実現性・実効性を確保した計画づくり

少子高齢化の影響により、社会保障関係経費が増加する一方で、町税収入は大きく伸びず、財政の硬直化が進んでおり、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。こうした状況を改めて認識したうえで、将来における財政状況を十分に想定し、政策・施策の実現性及び事業の実効性を確保した計画づくりを行います。

(6) 目標を明確にし、成果によるマネジメントが行える計画づくり

厳しい財政状況において、何を目的に何を目標にするのかを明確にし、成果や結果にコミットすることを重視した行政運営を推進することができる計画づくりを行います。

5. 計画の期間

(1) 第6次弟子屈町総合計画

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第5条において「総合計画は、基本構想、実行計画及び事務事業計画で構成し、各々の期間は、その策定の際に町長が定める。」としていますが、社会情勢が急激な変化することを想定し、現在、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度の8か年度間を予定しています。

(2) 人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略

人口ビジョンの期間は、令和47（2065）年までとします。

また、次期「てしかがまち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度の4か年度間とします。

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026~ (R8)
総合計画	第5次総合計画				第6次総合計画（前期）				（後期）
創生戦略	創生戦略（現行）		延長		次期創生戦略（第6次総合計画に統合）				次期創生戦略
※	創生戦略（現行）		次期創生戦略				次期創生戦略		

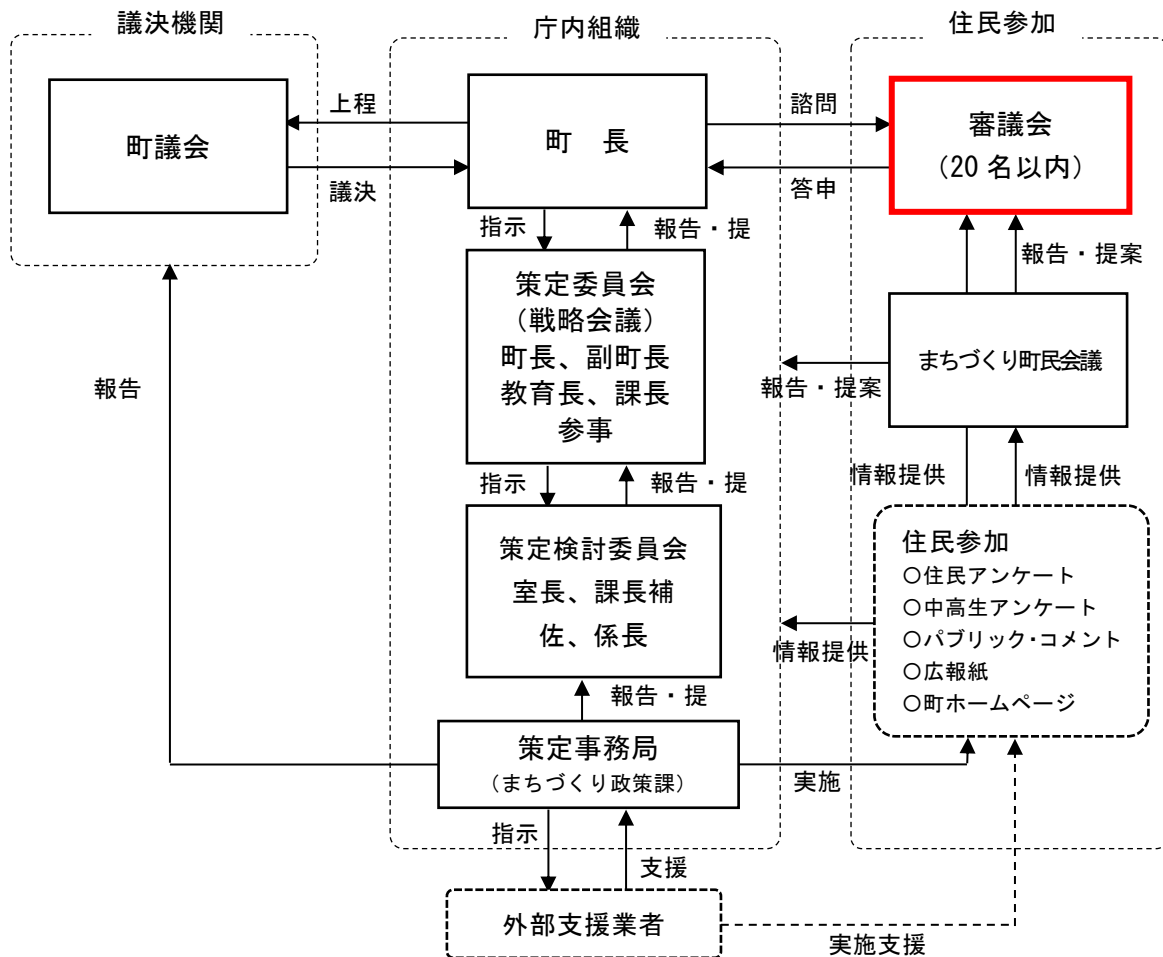
※通常の創生戦略の策定の流れ 後期に統合

6. 策定体制

弟子屈町総合計画の策定と運用に関する条例、第6条では総合計画策定の手順について、また、第7条では総合計画策定の組織について規定されています。

なお、本組織である弟子屈町総合計画審議会は、第7条第1項の規定に基づき組織されています。

【策定体制概略図】



7. 審議会開催予定と内容

審議会は、市内の策定状況を踏まえながら概ね3回開催を予定し、各回における協議内容は以下の通りです。

【審議会開催予定】

回	開催予定	開催内容
1	令和3年7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○町長挨拶 ○委嘱状交付、諮問 ○審議会協議内容の説明 ○令和2年度策定業務内容及び成果品の説明 ○質疑
2	令和3年10月上中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○基本構想（素案）についての協議 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり課題 ・将来像、基本理念 ・基本目標、施策体系 ・施策の大綱、K P I ○重点プロジェクト（案）についての協議 <ul style="list-style-type: none"> ※次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略と併せて協議
3	令和3年11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画（素案）についての協議 <ul style="list-style-type: none"> ※分野別の取組み内容の協議

【第1回審議会への事前提出資料】

- 町民アンケート調査報告書
- 中学生・高校生アンケート調査報告書
- アンケート調査報告書（概要版）
- トップインタビュー実施報告書
- 現計画施策進捗状況評価報告書
- 職員ワークショップ実施報告書

【第2回審議会への事前提出資料】

- 住民ワークショップ実施報告書
- 基本構想（素案）
- 重点プロジェクト（素案）

【第3回審議会への事前提出資料】

- 基本構想（素案） ※第2回審議会意見を踏まえた修正版
- 基本計画（素案）

なお、審議会終了後、後日改めて審議会委員長より、町長に答申書を提出していただく予定です。

8. これまでの策定状況

【令和2年度】

- 令和2年12月4日 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定支援業務委託契約（㈱ぎょうせい北海道支社）
- 令和3年1月6日 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定方針を策定
- 令和3年1月7日 トップインタビュー（町長・教育長）を実施
- 令和3年1月8～18日 町民アンケート実施（1,000人）
- 令和3年1月16～29日 町内中学校、弟子屈高校生徒へのアンケートを実施
- 令和3年1月21～2月10日 第5次総合計画、現行創生戦略の進捗状況評価を実施
- 令和3年1月26日・2月15日 各係長によるワークショップ（弟子屈町SWOT分析研究会）を実施
- 令和3年1月29日 第1回第6次総合計画策定委員会（策定に係る戦略会議）（三役、各課長など）を開催令和3年2月25日～3月22日 策定のための「町民ワークショップ」参加者募集（15人参加決定）
- 令和3年3月1日 広報てしかが3月号 第6次総合計画策定開始を周知
- 令和3年3月26日 インタビュー、アンケート、評価結果等について、ぎょうせいより納品

【令和3年度】

- 令和3年4月1日 第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがひと・まち・しごと創生戦略策定支援業務委託契約（㈱ぎょうせい北海道支社）
- 令和3年5月24日 第1回第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定委員会
- 令和3年5月24日 第2回第6次弟子屈町総合計画及び人口ビジョン・次期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略策定検討委員会
- 令和3年7月1日 令和3年7月1日 広報てしかが7月号 第6次弟子屈町総合計画策定等状況報告（その2）

9. 審議会委員名簿

No.	氏名	備考
1	大森 球聖	釧路信用金庫弟子屈支店長
2	坂本 寛成	(株)北洋銀行弟子屈支店
3	渡辺 隆幸	摩周湖観光協会長
4	野田口 昌明	弟子屈町自治会連合会長
5	川口 覚	摩周湖農業協同組合長
6	竹森 英彦	弟子屈町商工会長
7	吉田 啓子	弟子屈町女性団体協議会長
8	笹渕 紘平	環境省阿寒摩周国立公園管理事務所長
9	大西 展史 (欠席)	弟子屈町校長会
10	濱村 隆康	弟子屈高等学校
11	高梨 ひとみ	てしかがえこまち推進協議会 女性部会長
12	上村 剛志	第5次弟子屈町総合計画町民評価委員会 委員長
13	武山 桂丞	認定こども園ましゅう保護者の会長

メ モ